

議案第 28 号

長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例について

長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 19 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、長久手市福祉の家の歩行浴室及び福祉浴室の廃止に伴い、長久手市福祉の家条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例

長久手市福祉の家条例（令和6年長久手市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第5条関係） 生涯学習活動施設及び高齢者・障害者福祉センター 単位：円 【別記1 参照】	別表（第5条関係） 生涯学習活動施設及び高齢者・障害者福祉センター 単位：円 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

室名	単位	使用料金
工房1	1時間	300
工房2		300
研修室		300
会議室		300
集会室		760
機能回復訓練室		760

改正前

室名	単位	使用料金
工房1	1時間	300
工房2		300

研修室		300
会議室		300
集会室		760
機能回復訓練室		760
歩行浴室	1回	300
福祉浴室		300

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、長久手市福祉の家の歩行浴室及び福祉浴室を廃止することに伴い、長久手市福祉の家条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 長久手市福祉の家の歩行浴室及び福祉浴室の廃止に伴い、使用料を変更するため改正を行うものです。

2 改正の内容

使用料から歩行浴室及び福祉浴室を削除すること。(別表関係)

3 今後の影響

条例の改正により、歩行浴室及び福祉浴室の利用ができなくなります。

4 附則について

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。